

税金
トレンド!
ZEIKIN TREND

税金の「今」
がわかる!

▶ **コロナ禍で取引先が突然の廃業!!
債権回収できないときの経理は?!**

新型コロナと貸倒損失



新型コロナウイルス感染症の感染拡大は世界的に経済へ大きな打撃を与え、長期化に伴い、経営状況が悪化する企業が増えてきています。

法的な整理手続きをせずに倒産してしまった場合や、取引先の債務超過状態が続き、弁済不能となってしまった場合はどうしたら良いでしょうか。

貸倒損失の基本的な考え方とともに、新型コロナウイルス感染症により資金繰りが困難となった取引先に対する支援として行う債権の免除等について解説します。

1 貸倒損失が計上できるケース

① 金銭債権が切り捨てられた場合 (法律上の貸倒れ)

次に掲げるような事実により債権が消滅した場合は、切り捨てられた金額をその事実が生じた事業年度の損金の額に算入することができます。

- 更生計画認可の決定または再生計画認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額。
- 特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額。
- 法令の規定による整理手続きによらない債権者集会の協議決定及び行政機関や金融機関などのあっせんによる協議で、合理的な基準によって切り捨てられた金額。
- 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額。



② 金銭債権の全額が回収不能となった場合 (事実上の貸倒れ)

債務者の資産状況、支払い能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理することができます。ただし、担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ損金経理はできません。保証債務は、現実にこれを履行した後でなければ貸倒れの対象とすることができないことにも留意してください。

③ 一定期間取引停止後弁済が無い場合等 (形式上の貸倒れ)

次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権 (貸付金は含まない) について、その売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理することができます。

- 継続的な取引を行っていた債務者との取引を停止した時以後1年以上経過した場合。
- 同一地域の債務者について有する売掛債権の総額が、その取立てに要する旅費その他の費用に満たない場合において、当該債務者に対し支払いを督促しても弁済がない場合。

2 法律上、債権が生きているときは

法律上、債権が生きている場合は、前記1の②と③を検討することとなります。
例えば、銀行の取引停止処分を受けた場合や突然店を畳んで廃業したような場合が当てはまるでしょう。

● 金銭債権の全額が回収不能となった場合 (事実上の貸倒れ)

債権の全額について回収できる見込みがないことが明らかな場合に認められる取扱いですから、要件としては非常に厳しく、実務ではこの規定に当てはまるケースは限られるでしょう。少しでも回収の見込みがあれば、税務署から否認されるリスクがありますので、慎重な判断が求められます。

● 一定期間取引停止後弁済が無い場合等 (形式上の貸倒れ)

継続的な取引を行っていた債務者との「取引を停止」とは、その債務者の資産状況、支払い能力等が悪化したため、その後の取引を停止するに至ったことが要件となります。そのような経緯や取引を停止した日、最後の弁済日などを記録しておくようにしましょう。



3 新型コロナの影響を受けた取引先の復旧支援目的の売掛債権の免除等

法人が、災害を受けた取引先に対して、その復旧支援を目的として災害発生後相当の期間内に債権(売掛金、未取請負金、貸付金など)の全部または一部を免除したことによる損失の額は、寄附金や交際費等に該当しない、つまり損金算入されるという取扱い※があります。

※法基通9-4-6の2、措法61の4(1)-10の2

この取扱いは従来からあったものですが、令和2年4月13日付課法2-10ほか2課共同「法人税基本通達等の一部改正について」(法令解釈通達)により改正され、新型コロナウイルス感染症に関連して売上が減少し資金繰りが困難となっている取引先に対する支援についても、同様に取扱うことが明らかにされています。

留意事項1 新型コロナウイルス感染症との関連性があるか

新型コロナウイルス感染症に関連して、入国制限や外出自粛の要請など、自己の責めに帰すことのできない事情が生じたことによって、売上等が減少し、資金繰りが困難となったものであること。

留意事項2 資金繰りが困難な状況が継続しているか

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による被害があったとしても、すでに売上が回復して資金繰りが改善した、或いは、金融機関から融資を受けて資金繰りが改善しているような場合は寄附金や交際費等に該当する恐れがあります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による被害の有無だけでなく、資金繰りの悪化が一時的なものか継続しているかの見極めも必要になると考えられます。

